

令和6年度 広島大学大学院人間社会科学研究科
実務法学専攻教育課程連携協議会議事概要

日時 令和7年4月11日（金）15時～17時13分
場所 広島大学東千田キャンパス 総合校舎A棟A304（中会議室）
出席委員 日本弁護士連合会法科大学院センター 副委員長
広島弁護士会 弁護士（鯉城総合法律事務所 所属） 谷井 智
広島弁護士会 弁護士（兒玉法律事務所 所属） 犬飼 俊哉
広島県総務局総務課 担当課長 石津 文康
同志社大学法学部法律学科 教授 宇藤 崇（議長）
大阪国際大学経営経済学部経済学科 教授
立命館大学大学院経営管理研究科 授業担当講師 三輪 淳之
パナソニック ホールディングス株式会社 コーポレート法務部 部長
（兼）パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社
執行役員 チーフ・リーガル・オフィサー（CLO） 佐々木 英靖
広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻 専攻長 教授 野田 和裕
広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻 副専攻長 教授 田村 耕一

（議長の選考）

委員による互選の結果、宇藤委員を議長とすることを確認した。

（前回議事概要確認）

前回協議会（令和6年3月14日（木））の概要を確認した。

報告事項

1. 司法試験合格状況について

野田専攻長から資料1に基づき報告があった。

- 令和6年司法試験の合格者数は令和5年司法試験と比べてほぼ倍増となったが、合格率（26.5%）は全国平均（34.8%）を下回る状況が続いている。特に短答式の合格率が悪かったため（53%）、後期の期末試験で短答式の問題を導入するなど、学生の意識向上を高める方策をとった。
- 合格者9名のうち3名が在学中受験、3名が修了後一発合格であり、最近の法科大学院教育の成果が現れつつあると感じている。

2. 入学試験実施状況について

野田専攻長から資料2に基づき報告があった。

- 今年度の入学者は17名（未修者4名・既修者13名）
- 令和6年度に実施した入試から、未修者の選抜機能を強化するため、未修者のC日程入試（1月）を廃止し、入学前の事前学修指導を徹底する方向に切り替えた。

3. 標準修業年限修了率，中退率，進級・留年率について
野田専攻長から資料3に基づき報告があった。
 - ・ 本学は留年率が高いことが課題であったが，令和6年度の標準修了年限修了率は65%（20名中13名）となり，昨年度（52.6%）を上回ることができた。
4. 第6回共通到達度確認試験について
野田専攻長から資料4に基づき報告があり，意見交換を行った。
 - ・ 令和6年度未修者は試験結果だけでなく，授業への取り組みや学習意欲等についても問題があったと感じており，選抜機能強化や事前学修指導を考えなければならない。今年度から法学部からの内部進学増加と未修者の意識改革を狙い，未修者1年生と法学部法曹コース2・3年生が同じ授業と一緒に受講することを開始した。
 - ・ 試験結果の活用について，結果が平均点以下の場合は専攻長の個別面談，平均点の半分以下の場合は進級を認めないとしたが，基準については再検討している。
5. 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について
野田専攻長から資料5に基づき報告があった。
 - ・ 司法試験合格率以外のKPIはクリアしたが，司法試験合格率（5年間の累積合格率，修了後1年目までの合格率等）が評価の指標となっているため，昨年・一昨年の不振の影響を受けて，基礎額算定類型が第2類型C（配分率75%）となった。今後，合格者を毎年改善することを積み重ねていかなければならない。
6. 未修者教育の改善と事前学修指導について
野田専攻長から資料6に基づき報告があり，意見交換を行った。
 - ・ 資料中の「案」となっている部分は，すでに実施している内容である。
 - ・ 学生同士の横のつながりや上下の関係性が未修者の意識付けに対してよい影響をもたらすと考えられるが，学年の違いにより状況は様々である。
7. 令和5年度の自己点検評価について
野田専攻長から資料7に基づき報告があった。
 - ・ 法科大学院認証評価において，自己点検評価の実施項目及び実施手順に関する指摘があった。自己点検評価の結果等について当協議会に報告することが求められていることから，評価結果を報告する次第である。詳細は参考資料のとおり。
8. 広島大学法学部との法曹養成連携協定の変更の認定について
野田専攻長から資料8に基づき報告があった。
 - ・ 令和3年度に締結した連携協定について，法学部の移転を踏まえた連携の強化を考慮して変更申請を行い，このたび認定された。

協議事項

1. 報告事項を踏まえての広島大学の今後（学長提言）について
野田専攻長から，別紙1に基づき令和6年度の進捗状況について説明があった。

協議した結果、前回の提言とその実現状況を踏まえ、以下のとおり提言をまとめることとした。

【提言】

1. 前回の提言について一定の充実がそれぞれの項目についてみられる。ただ、以下の点については、より一層の充実が今後望まれる
 - (1) 事務体制の更なる充実が望まれる。とりわけ法科大学院の教務の持続的運営と、学部との連携が滞ることがない体制が強く求められる。
 - (2) 学修環境について、司法試験がデジタル化するに伴う持続的な整備が望ましい。また可能であれば、司法試験対策のため、法務研修生にも同様の環境整備のあることが望ましい。
 - (3) 法学部との教育連携体制を一層充実させるため、法科大学院の教職員には実績の検証と必要な改善を求めたい。例えば、広報において、広島弁護士会との連携のあること等を伝え、優秀な学生の募集に努めていただきたい。また、全学あるいは大学本部には、奨学金に関して取り決めたルールを確実に実施するとともに、学部との一層の連携のため、学部での学習サークル等、課外的な活動を後押しすることができるような協力を求めたい。
2. 教員の採用昇任基準につき、法科大学院の教育研究の実状に見合ったものとなるよう、全学あるいは大学本部には、是非とも見直しをしていただきたい。特に法学分野において他大学に競り負けないよう、他大学の人事手続も参考に、公募制、テニユアトラック制に過度にこだわらず、機動的で柔軟な人事手続を認めていただくことが望ましい。また実務家教員の採用基準（特に実務経験年数）についても、現時点での状況にあわせて、検討の余地があることも踏まえていただきたい。
3. 法科大学院の教員には、適正にサバティカルを実施できるような努力いただくとともに、全学あるいは大学本部には実施できるような体制を整えるよう協力していただきたい。

2. その他

野田専攻長から、本協議会への出席及び意見交換に対する謝意が示された。

参考資料（資料7に関する参考資料）

- ・広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻自己点検・評価報告書
- ・実務法学専攻長からの改善指示と各委員会からの改善計画実施の進捗状況への報告及び評価委員会の意見
- ・令和6年度 第3回 人間社会科学研究科実務法学専攻評価委員会記録

以 上